

定 款 の 一 部 改 訂 新 旧 対 照 表		
現 行	改 定 後	備 考
<p>(資産の構成)</p> <p>第39条 本会の資産は、次に掲げるものにより構成する。</p> <p>(1) 設立当初の財産目録に記載された財産</p> <p>(2) 会費</p> <p>(3) 事業に伴う収入</p> <p>(4) 財産から生じる収入</p> <p>(5) 寄附金品</p> <p>(6) その他の収入</p>	<p>(財産の構成)</p> <p>第39条 本会の財産は、基本財産及びその他の財産とする。</p> <p>2 基本財産は、本会の目的である事業を行うために不可欠なものとして別表に掲げる財産とする。</p> <p>3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。</p> <p>(基本財産の維持及び処分)</p> <p>第39条の2 基本財産は、本会の目的を達成するために適正な維持及び管理に務めるものとする。</p> <p>2 やむを得ない理由により基本財産を処分又は担保に提供する場合には、理事会において決議に加わることの出来る理事の3分の2以上の決議を得なければならない。</p> <p>付則</p> <p>2. この規定は、平成29年5月29日から適用する。</p>	

別表 基本財産(第39条関係)

定期預金	広島銀行尾道支店	3,000,000
	広島銀行因島支店	1,000,000
	広島銀行甲山支店	300,000
	中国銀行尾道支店	1,000,000
	中国銀行尾道駅前支店	1,000,000
	伊予銀行尾道支店	1,000,000
	もみじ銀行尾道支店	1,000,000
	もみじ銀行尾道中央支店	1,200,000
	もみじ銀行甲山支店	300,000
	しまなみ信用金庫尾道支店	200,000

平成28年3月17日 広島県による立入検査
改善を求める事項
1 定款
貸借対照表において、基本財産が計上されているが、公益法人会計基準においては、「基本財産は、定款で定められた資産」を基本財産として表示することとされているため、定款の修正などを行い、整合を取ることを。